条例と法の比較		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	三重県土砂等の埋立て等の 規制に関する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法
 目的 	土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の未然防止 及び生活環境の保全	崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止
規制区域	』 県内全域 	宅地造成等工事規制区域(宅造区域) 特定盛土等規制区域 (特盛区域)
許可が必要 な規模	土砂等の埋立て等の 面積が 3,000 m以上かつ高さ1m超 <埋立て> ●山間部の谷地の埋立て等 ●農地や宅地の造成等 画積 <堆積(一時保管含む)> ●ストックヤード 等	** ** ** ** ** ** ** **
 土砂基準 (土壌の汚染)	埋立て等に使用される土砂が土壌の汚染を防止する ために満たすべき環境上の基準あり	
許可の適用 除外	事業内の発生土等の埋立て等、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	鉱山保安法、砂利採取法、 廃棄物処理法、土壌汚染対策法ほか